

申請書(個別案件票)における環境社会配慮に関する項目についての記述要領(案)

申請書においては、案件形成調査に関する環境社会配慮の手続きについて、以下の点を踏まえて記述すること。

・地球環境・プラント活性化事業等調査および開発途上国民活事業環境整備支援事業実現可能性調査

1. プロジェクトおよび調査概要(申請書(個別案件票)「2. プロジェクトおよび調査概要」)

(1) プロジェクト提案に至る背景、問題(申請書(個別案件票)「2. プロジェクト提案に至る背景、問題」)

プロジェクトの提案に至った背景、調査対象国が抱える問題等について、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる異なる選択肢との比較検討などを可能な範囲内で記述。

(2) 調査概要、調査項目(申請書(個別案件票)「2. 調査概要、調査項目(財務・経済分析、環境社会配慮の項目、技術的実現可能性等)」)

プロジェクトの実現のために必要な調査および今回の調査におけるスコープ等につき、簡潔に記述。

(3) 既存調査の状況・有無(申請書(個別案件票)「2. 既存調査の状況・有無」)

当該プロジェクトに関する既存調査がある場合は、その内容について記述(財務・経済分析、環境社会配慮の項目、技術的実現可能性等)。

2. 環境社会に関する側面の検討(申請書(個別案件票)「3. プロジェクトの重要性・効果等(3) 環境社会に関する側面の検討」)

(1) 環境社会問題の可能性(申請書(個別案件票)「3.(3) 環境社会に関する側面の検討 環境社会問題の可能性」)

プロジェクトの実施が重大な環境社会問題となる可能性の有無について記入。可能性がある場合は、環境社会問題に対してどのような対応策を検討したかを記述し、可能性のない場合は、プロジェクトの性格や実施内容に則した明確な理由を記述すること。環境社会問題については、JBIC『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン』に準拠(JBIC 同ガイドラインは、JBIC ホームページにて参照可)。

(2) 環境保全効果(申請書(個別案件票)「3.(3) 環境社会に関する側面の検討 環境保全効果」)

公募提案要領の別添5に該当する場合は、その具体的な項目番号と内容、及び該当する理由について簡潔に記述。

石油資源開発等支援調査

1. 調査の概要（申請書（個別案件票）「2. 調査の概要」）

調査の目的、調査の内容（財務・経済分析、環境社会配慮の項目、技術的実現可能性等）

調査結果の活用予定、の3点を踏まえた調査の概要を、提案企業の現時点での取組状況について触れながら、簡潔に記述。

2. 事業展開に伴う環境、社会問題に関する想定事項（申請書（個別案件票）「4. 調査結果の活用による効果等（3）事業展開に伴う環境、社会問題に関する想定事項」）

（1）環境社会問題の可能性（申請書（個別案件票）「4.（3）事業展開に伴う環境、社会問題に関する想定事項 環境社会問題の可能性」）

プロジェクトの実施が重大な環境社会問題となる可能性の有無について記入。可能性がある場合は、環境社会問題に対してどのような対応策を検討したかを記述し、可能性のない場合は、プロジェクトの性格や実施内容に則した明確な理由を記述すること。環境社会問題については、「JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」に準拠（JBIC同ガイドラインは、JBICホームページにて参照可）。

（2）環境保全効果（申請書（個別案件票）「4.（3）事業展開に伴う環境、社会問題に関する想定事項 環境保全効果」）

ある場合は、その内容・理由を簡潔に記述。

3. 把握している関連調査結果（申請書（個別案件票）「5. 提案者の調査遂行能力（3）把握している関連調査結果」）

当該プロジェクトに関する既存調査がある場合は、その内容について記述（財務・経済分析、環境社会配慮の項目、技術的実現可能性等）。

以上

調査報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領(案)

調査報告書においては、案件形成調査に関する環境社会配慮の手続きについて、以下の点を踏まえて記述すること。

・地球環境・プラント活性化事業等調査および開発途上国民活事業環境整備支援事業実現可能性調査

1. プロジェクトの背景・必要性（報告書作成基準「3. プロジェクトの内容及び技術的実行可能性（1）プロジェクトの背景・必要性」）

プロジェクトの必要性が第三者に対して明らかな様に、出来るだけ定量的なデータ分析等を踏まえ明確に示すこと。その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる異なる選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述。

2. 環境・社会的側面の検討（報告書作成基準「4. 環境・社会的側面の検討」）

環境・社会的側面について、以下のとおり記述すること。その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる異なる選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述。

（1）プロジェクトの実施に伴う環境改善効果（報告書作成基準「4.（1）プロジェクトの実施に伴う環境保全効果」）

汚染物質や温室効果ガスの排出削減効果等の環境改善効果が認められる場合における定量的効果・影響の分析（分析手法を明記。）について記述。

（2）プロジェクトの実施に伴う環境・社会面への影響（報告書作成基準「4.（2）プロジェクトの実施に伴う環境・社会面への影響」）

JBIC 作成『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン』を踏まえ、本調査の次の段階で必要となる環境社会配慮の項目の洗い出しを行い、その結果を記述すること。なお、調査の実施者（実施企業）は、可能な範囲内で、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を実施し、その結果について記述する。特に、被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法等を含む協議の結果を記述する。

（3）相手国の環境関連法規の概要及びそのクリアに必要な措置。（報告書作成基準「4.（3）相手国の環境関連法規の概要及びそのクリアに必要な措置」）

プロジェクトの実施の際に係る環境影響法規の概要とそれをクリアするために必要な措置について記述。

プロジェクトの実施に必要となる相手国の EIA (環境アセスメント) 等の内容についても記述。本調査実施後に EIA を行なう必要がある場合は、時期、期間、調査が必要な領域・調査事項、本調査実施段階で想定し得る必要な対応策等を明記。

- (4) プロジェクトの実現のために当該国 (実施機関その他関連機関) が成すべき事柄。(報告書作成基準「4.(4) プロジェクトの実現のために当該国 (実施機関その他関連機関) が成すべき事柄」)

上記環境・社会的課題に関して、案件実現に向けて当該国において実施されるべき事柄を記述。

・石油資源開発等支援調査

1. 作成するマスタープランの内容 (報告書作成指針 3. 「マスタープラン内容」)

- (1) 提案追加プロジェクトの内容について (報告書作成指針「3. 本マスタープラン実現に必要な追加プロジェクトの特定」)

プロジェクトの必要性が第三者に対して明らかな様に、出来るだけ定量的なデータ分析等を踏まえ明確に示すこと。その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる異なる選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述。

2. プロジェクト概念設計について (報告書作成指針「4. プロジェクト概念設計 プロジェクトの背景と必要性」)

プロジェクトの必要性が第三者に対して明らかな様に、出来るだけ定量的なデータ分析等を踏まえ明確に示すこと。その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる異なる選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述。

3. 環境・社会的側面の検討 (報告書作成指針「5. 環境・社会的側面の検討」)

環境・社会的側面について、以下の項目について明確に記述。その際、例えば現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる異なる選択肢との比較検討などを可能な範囲内で記述。

- (1) 相手国の環境関連法規の概要 (報告書作成指針「5. 相手国の環境関連法規の概要」)
プロジェクトの実施の際に関係する環境影響法規の概要とそれをクリアするために必要な措置について記述。

プロジェクトの実施に必要となる相手国の EIA (環境アセスメント) 等の内容についても記述。本調査実施後に EIA を行なう必要がある場合は、時期、期間、調査が必要な領域・調査事項、本調査段階で想定し得る必要な対応策等を記述。

- (2) プロジェクト実施に関する環境・社会面への影響 (報告書作成指針「5. プロジェクト実施に関する環境・社会面への影響」)

J B I C 作成「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を踏まえ、本調査の次の段階で必要となる環境社会配慮項目の洗い出しを行い、その結果を記述。

なお、これらの記述に際して、現地において情報収集を想定される実施機関から行った場合、可能な範囲内でその結果を記述。

以上